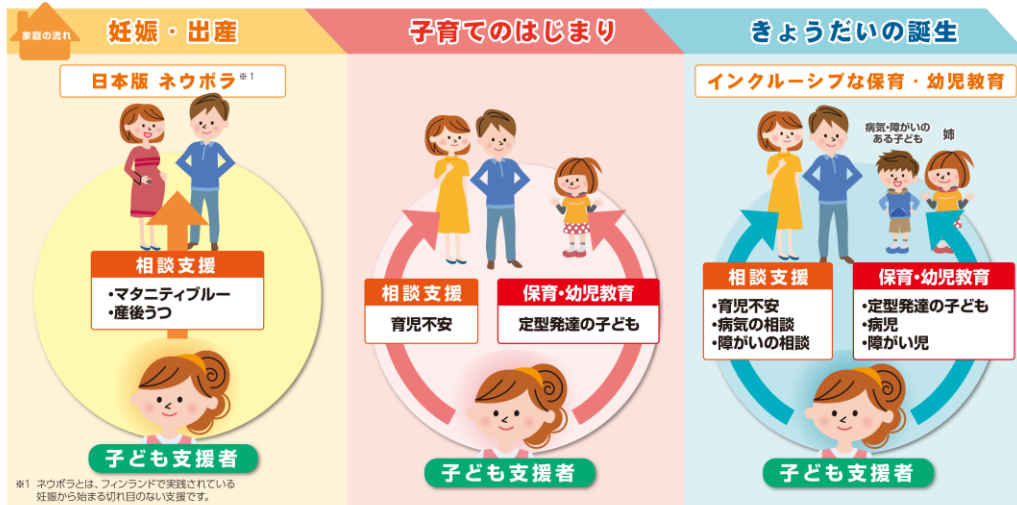


# 「日本初！」が「日本を変えた！！」 妊娠・出産から始まる あらゆる子どもと保護者の支援

## 1 川崎医療福祉大学 子ども医療福祉学科 カリキュラム

### 1 日本初!! 保育士・幼稚園教諭 + 精神保健福祉士の国家資格取得 プラス (受検資格)

#### ■ 妊娠・出産から始まる、あらゆる子どもと保護者の支援



#### 取得資格

- ・保育士資格
- ・幼稚園教諭一種免許
- ・精神保健福祉士 (PSW)<sup>※2</sup>
- 国家試験受験資格

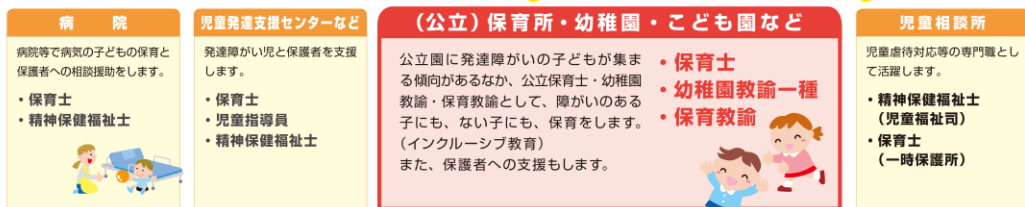
- 第一種衛生管理者
- 社会福祉主事任用資格
- 児童指導員任用資格

※2 子ども医療福祉学科が目指す新しい精神保健福祉士 (PSW) とは  
従来からの精神保健分野だけではなく、  
妊娠時のマタニティブルー・産後うつ・育児不安・病児・障がい (発達障がい) の相談支援を行う専門職です。

下記の免許を取得するためには、所定科目の単位を他学科等で修得し、教育委員会に申請する必要があります。

- ・特別支援学校教諭免許状
- ・養護教諭免許状

#### ■ 子ども医療福祉学科のめざす職場



## 2 成育基本法の制定

2018年(平成30)年12月14日に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が公布された。施行日は公布の日から1年以内において政令で定める日で、法律の概要は以下のとおりである。

### 1) 目的・定義

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項が定められた。

この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期および思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいい、「成育医療等」とは、妊娠、出産および育児に関する課題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的にとらえて適切に対応する医療および保健ならびにこれらに密接に関連する教育、福祉等にかかるサービス等をいう。